

国家戦略特区を活用した 「待機児童解消」の追加提案 ～ 面積要件の緩和について ～

平成28年12月22日の国家戦略特区WGにおける御指摘を踏まえて

大阪府・大阪市
平成30年2月9日

提案事項

第一次地方分権一括法等により、保育所に係る居室の床面積については、本来「従うべき基準」とされているが、厚生労働省令で定められた都市部においては「標準として定めるもの」として緩和されている。

この緩和措置について、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるように要件の見直しを求める。

＜参考＞ 現行の緩和制度

保育所に係る居室の床面積の特例として「保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める」とされている。

※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第四条

(平成23年法律第37号) (第1次一括法)

保育室等の面積基準		国の基準 (従うべき基準)	＜緩和例＞ 大阪市の面積基準 (待機児童の発生している区域の場合)
0歳児	乳児室	1.65㎡以上	1.65㎡以上
	ほふく室	3.3㎡以上	1.65㎡以上
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	1.65㎡以上
	ほふく室	3.3㎡以上	1.65㎡以上
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上	1.65㎡以上

大阪府内の現状

■ 待機児童の発生している市町村

25市町／43市町村

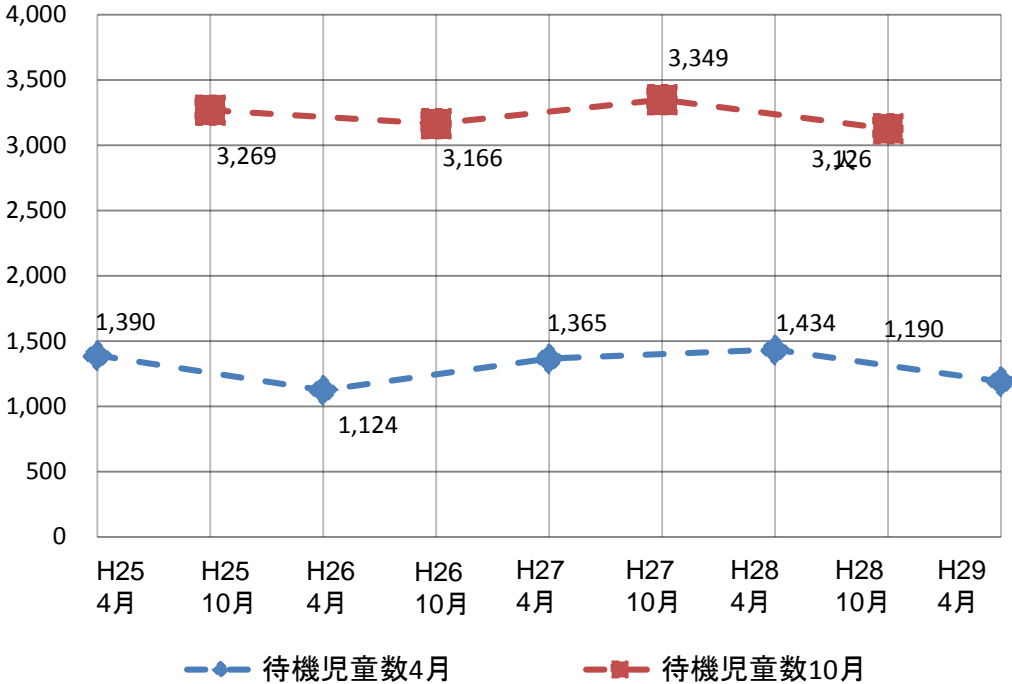
■ 面積基準の緩和を希望している市町村

16市町／43市町村

■ 市町村からの意見

- ・ 年度途中の待機児童受け入れに活用できる
- ・ 一部地域の待機児童解消に活用できる（入所希望に地域偏在が発生しているため）
- ・ きょうだい同一園入所が実現しやすくなる

大阪府内待機児童数の推移



現行の緩和条件と課題

■ 現行の緩和条件

積基準は全国一律が原則であり、下記の①かつ②の要件を満たす場合に限り、面積要件の緩和が認められている。

- ①前々年4月1日現在で待機児童100人以上
- ②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える

■ 課題

- ・前々年の待機児童数を要件としているため、要件が実態とかい離している。
- ・現行制度では、都心部の3市（大阪市、豊中市、吹田市）が緩和の対象となっているが、これら3市以外の新興住宅地においても、待機児童が増加・発生している。
- ・待機児童100人以上の条件は、市町村の規模（就学前人口）が考慮されておらず、待機児童解消に苦慮している市町村が緩和の対象とならない。

	土地の公示価格		待機児童数			
	平均価格	上位の価格	H29年4月	申込み児童数	利用児童数	待機児童数／申込み児童数
大阪市	236,400	782,000	325	52,673	50,087	0.62%
豊中市	201,200	281,000	121	7,394	6,815	1.64%
吹田市	201,600	253,000	124	7,178	6,593	1.73%
守口市	163,100	230,000	48	3,072	2,919	1.56%

守口市は、申込み児童数に占める待機児童の割合が高く、待機児童解消に取り組む必要があるが、現行制度では緩和の対象とならない。

地方分権改革に関する提案募集の結果

対応方針 p.10

保育所等における面積基準の緩和について

1. 現行制度について

- 地方分権一括法では、待機児童が多い現状を踏まえ、合理的な範囲内で居室面積基準を引き下げられる特例が設けられている。

要件	①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上 ②前々年の1月1日時点で平均地価が3大都市圏(※)の平均以上 ※居室の面積基準 乳児室1,65㎡、ほふく室3,3㎡、2歳児以上の保育室1,98㎡ ※3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
時期	平成32年3月31日までの間(時限措置)

2. 提案内容・背景

- 待機児童の問題はまだ収束していない。
- 「平均地価が3大都市圏の平均以上」の要件(地価要件)は、地価が高い東京圏の影響により対象となる市町村が限定的となる。
⇒ ①特例措置の期間の延長、②地価に係る要件の緩和、を行うべき(大阪府)

3. 提案についての対応

- 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までの待機児童解消を目指していたが、「子育て安心プラン」では平成32年度末までの解消としたこと等を踏まえ、居室面積の特例期限を3年間延長し、「平成35年3月31日まで」とする。
- 東京圏以外も、待機児童解消のために保育の受け皿を整備するための、**土地の確保が難しい場合には、一定の条件の下で面積基準を緩和**することを可能とする。

緩和案	3大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏以上 ※現行の「3大都市圏の平均以上」では全国1,718市区町村のうち約8%、緩和案に見直した場合には約17%が該当。
要件	①市区町村が、受け皿整備のための土地確保施策(※)を行ってもなお、当該市区町村における土地確保が困難な場合。 ※ 土地の有効活用(公有地・空き家・都市公園・学校等の空き教室、民有地マッチング等を活用した保育所の整備状況)、賃貸借方式による保育の受け皿整備、多様な保育の実施(小規模保育事業、家庭的保育事業等)、送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施、大規模マンションでの保育の受け皿整備等を想定。 ②当該市区町村により上記の施策を行ってもなお、土地確保が困難であることが説明され、公表されていること。

地方分権改革に関する提案募集の結果を踏まえた 特例措置の要件緩和の提案

■ 地方分権改革に関する提案募集の結果を踏まえ、特例措置の要件について、以下の①かつ②場合とするよう提案する。

但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付けるなどの対応策を講じることを検討する。

①4月1日若しくは10月1日時点の申込み児童数に占める待機児童の割合が、すでに特例措置の対象となっている市町村の割合（4月1日時点）を超える場合に対象とする。

※大阪市の申込み児童数に占める待機児童の割合（平成29年4月時点）：0.62%

②各市町村の住宅地公示価格の上位の価格が、3大都市圏のうち最も地価が低い都市圏を超える場合は対象とする。

なお、住宅地公示価格の上位の価格がこの要件を満たさない市町村であっても、土地の実勢価格と比較して価格が高くなる場合は対象とする。この場合は、市町村において住宅地公示価格の平均よりも高いことを証することとする。

特例措置の要件緩和の具体的内容

■ 平均額の比較対象の見直し

- ・ 比較対象とする価格は各市町村の住宅地公示価格の上位の価格としていただきたい。
 - 保育所用地の確保が困難であるという課題は、市町村内で住宅開発が進み子どもが増えている土地価格が最も高いエリア（＝住宅地の上位の価格）において顕著に発生していると言えるため、平均価格よりも上位の価格を比較対象とすることが実情を反映していると言える。
- ・ なお、上位の価格がこれを満たさない市町村であっても、土地の実勢価格と比較して価格が高くなる場合は対象とする。

この場合は、市町村において住宅地公示価格の上位の価格よりも高いことを証することとする。

 - 住宅地の上位の価格と比較すると3大都市圏のうち最も地価が低い都市圏よりも低くなるものの、駅前などの利便性の高い地区は商業地となり、その地価公示額で比較すると住宅地の上位の価格の2倍程度となるケースがある。

また、地価公示の時点と土地の取得時でタイムラグが生じ、公示価格と取得予定価格で乖離が生じる可能性があり、保育所整備には一定の面積が必要となるが、土地の取得にあたっては狭い土地よりもまとまった土地のほうが価格が高くなる傾向があり、公示価格と実勢価格がリンクしないケースが考えられる。

<住宅地公示価格の上位の価格と実勢価格の比較（和泉市：住宅開発が進み子どもが増えているエリア）>

(円/㎡)

平均価格	上位の価格	下位の価格	同市内の商業地の地価公示例
78,500円	98,000円	23,500円	191,000円